

平成 20 年 3 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社プロジェ・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 上野 孝一
(コード番号: 3114 名証・大証第二部)
問合せ先 取締役 管理部長 坂本 鐵雄
電話番号 (03) 5777-5152
当社の親会社 ステラ・グループ株式会社
代表者名 代表取締役社長 古川 善健
(コード番号: 8206 大証第二部)

訴訟の提起に関するお知らせ

今般、当社及び当社の 100% 子会社である株式会社グローバルコーポレーション（以下、「グローバル」という）は、下記のとおり損害賠償等請求に関する訴訟の提起を受けましたので、お知らせいたします。

記

1. 当該訴訟の提起があった裁判所

東京地方裁判所

2. 当該訴訟を提起した者（原告）

- (1) 商 号 株式会社ポイント
- (2) 本店所在地 東京都港区元赤坂一丁目 7 番 13 号
- (3) 代 表 者 代表取締役 梅野 泰紀

3. 当該訴訟の内容

(1) 訴訟が提起されるに至った経緯

グローバルと原告は、グローバルが自社で保有する不動産物件（福岡市中央区、以下「当該不動産」という）について、隣接地との境界確認や権利関係の調整等に関する業務（以下、「当該業務」という）を原告に依頼する「業務委託契約書（以下「原契約」という）」を、平成 19 年 3 月 7 日付にて締結しました。原契約では、当該業務の進捗状況に応じて 3 回に分割して報酬を支払うことになっており、最終支払い分（税抜 3,000 万円）は当該不動産の売却時に業務完了報告書を提出した後、となっております。

現時点において、当該不動産は売却しておりませんが、当社はグローバルへ貸付金があるため当該不動産に抵当権を設定しております。また当該不動産については、当社グループの不動産事業の縮小方針及び新規案件の当社本体への集約化に伴い、転籍・人員削減等によりグローバルの会社としての機能を大幅に縮小したことに加え、不動産市況の悪化も勘案し、グローバルの単独事業としては難しい状況と判断した結果、当社の協力会社である有限会社リンクを信託受託者、当該不動産の抵当権設定権者である当社を信託受益者として、平成 20 年 6 月 30 日付で信託契約を締結しました。

このため、原告は、当該不動産の信託契約に基づく使用権・収益権は土地の売買と同視できるとして、グローバル、有限会社リンク及び当社に対して業務委託料の支払を求めているものです。

(2) 損害賠償請求金額

3,150万円

4. 今後の見通し

先述の通り、当該不動産は現時点においても売却しておらず、単に信託という形を取っているに過ぎません。

また、グローバル並びに当社は、そもそも原告が原契約に基づく当該業務を十分に遂行していないと考えております。さらに、原告は原契約の最終支払いの条件である業務完了報告書の提出義務も果たしておりません。

従って、グローバル並びに当社としては、原告からの請求には理由はないものと考えており、本件については業務委託料の最終支払い（税抜3,000万円）そのものについて争う方針です。

尚、本訴訟が当社業績に与える影響は現時点では明らかでありませんが、開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上